

多自然型川づくりと城原川の原風景の保全

別府大学 人間関係学科

長尾 秀吉

I はじめに

佐賀県西部を南北に流れる城原川は、脊振村・神埼町・千代田町の中心を流れ、佐賀市蓮池町にて筑後川支川佐賀江川に注いでいる。その流れる水は上流の豊かな栄養分を含む土を下流に運び、筑後平野と有明海沿岸の干潟に豊かな自然環境を育み、その恵みを糧として流域の人々の生活が営まれている。

平成11年より、この城原川中流部の田園風景の広がる神埼町を歩く機会を持っている。神埼町といえば「吉野ヶ里遺跡」や「そうめん」で有名であるが、目的はそれではなく、川の「原風景」と「多自然型川づくり」の河岸復旧工事現場跡のフィールドワークである。

今回は、これまでのフィールドワークで得られたことをもとに、川づくりという点から地域の共同の再構築を試みる城原川の多自然型川づくりについて報告する。

II 多自然型川づくりが問いかけるもの

近年、地方分権推進の政策動向に、自然環境の領域に関わる分権の動向が現れてきている。中でも国土交通省の河川行政に著しい変化がみられる。平成8年12月河川審議会提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」では、旧来の河川行政が「治水、利水の役割」にとどまっていたのに対し、現在では、国民の「環境意識の高まり」を踏まえ「人と自然との豊かな触れ合いについてのニーズ」に応えることが求められているが、現行河川法では、それに対応することができないとする旨が指摘された。このことを受け、平成9年、「環境保全」および「地域住民の主体的な計画づくりへの参加」が踏まえられた

法改正が行われ、その最たる事業として「多自然型川づくり」がすすめられている。

この多自然型川づくりは、1970年代以降のドイツやスイスの「近自然河川改修法」（近自然工法）をモデルとし、失われた川の生命力を取り戻し育てていくという発想のもとに河川工事をすすめる工法である。日本における多自然型川づくりは、河川法改正以前の平成2年11月に建設省通達の中で登場してきた経緯があるが、その時点に遡っても、日本においては約10年という浅い歴史しかもたない。しかし、この法改正および「多自然型川づくり」は、従来型の河川行政主導による環境破壊への批判がある中で、今日まで比較的肯定的な評価が下されてきている。

とりわけ、肯定的評価がなされている点は、従来の治水・利水を掲げ住民の意見を反映せずに行われてきた河川行政が、環境という視点から計画への住民の参加を求めざるをえない状況がつけられてきたという点にある。従来の河川管理者（行政）による管理が「一定の限界をもたざるを得ず」という認識を示し、国民側から主張されてきた諸価値が無視されなくなってきたことが注目される。

しかし、こうした政策の転換は、その意義は評価されつつも、他方では国民の財産や生命に関わる重要な問題であることから、環境だけでなく治水や利水も含めた総合的な視野から地域住民自身が水環境とどうかわるかという本質的な問いをつきつけている。河川管理の労力軽減をはじめ様々な理由からコンクリート岸など強固な治水対策を行政に要求・依存する傾向が強い地域では、多自然型川づくりに強い反対も起きることが予想され、事実、本報告の対象地域である城原川流域住民からも、多自然型川づくりへの反対の声が聞かれる。

では、城原川の多自然型川づくりの事例におい

て、この住民意識・住民参加の問題をふまえて、どのように川づくりが進められたのか。そこで、川づくりの経過をとらえた上で、考察してみたい。

III 城原川の原風景と多自然型川づくりの実施過程

(1) 川の原風景をつくりだす共同とその実態

今回取り上げる城原川の多自然型川づくりは、集中豪雨により洗掘された河岸の緊急復旧工事(工期：H10.3.10～6.10)として行われ、工事担当者であったT氏によって「城原川の原風景を残す」ことを特に重視して実施されたものである。

ここでT氏のいう「城原川の原風景」とは、単に川の自然環境を指すものではない。それは、草堰(写真1)・野越(写真2)・水防林・受堤・汲水場(写真3)などの地域住民自身の手で維持管理されている利水・治水技術と暮らしであり、有明海特有の潟土の上に茂り魚付林となっている葦であり、利水・治水の技術がつくり出す多様な自然生態系である。その全てを含めてT氏は「原風景」と呼んでいるのである。

工事現場跡地(写真4)をみるように、一見、生物・土壌・水質・景観等のいわゆる自然環境に配慮することが多自然型川づくりの目的であるよう思われるが、T氏は、自然環境をつくりだす地域固有の高度な伝統的利水・治水技術と知恵(城原川は天井川でもある)、それを維持管理する住民の共同の力にも眼差しをむけていることが注目される。ここに、T氏の「原風景を残す」という言葉の背景にある、住民の共同による河川環境の自治を基礎とした川づくりが企図されていることがうかがえる。

しかし、実際に川づくりにあたってT氏が直面したものは、まさにそうした共同を牽引してきた地域リーダーからの反対であった。城原川を最も大切に維持管理してきた住民の反対の姿勢の背景には何があるのか。そこには一つに「コンクリート岸にしないとモグラが穴を掘り、堤防が壊れる」など多自然型川づくり工法への技術的な不安がある。

しかし、さらに大きな理由として、農村を支えてきた地域の共同の衰退から生じる水害への危機感の高まりがあるように思われる。地域代表の役を担う区長へのヒアリングから

は、筑後川土地改良事業による用水の変化(筑後川から農業用水を引水することで城原川の利水価値が低下)、産業や社会構造の変化(農業の低迷、第三次産業の増加、隣接する佐賀市の就労者増加にともなう地縁関係の衰退)、高齢化といった要因が絡み合って生じた共同の衰退が、今も水害(特に昭和28年の筑後川流域大水害)や渇水の教訓を胸に川を大切に維持管理している地域リーダーに、進まない共同の再生の努力への徒労感やはがゆさの感情を抱かせ、さらには自分たちで維持管理が困難ならせめて行政による強固な治水工事によって地域を水害から守りたいという危機感(責任感)を強くさせていることがうかがえた。

(2) 多自然型川づくりの実施過程

以上のような背景から、T氏が勤務していた筑後川工事事務所・諸富出張所(当時)には、たびたび地域リーダーや自治体から葦の撤去や強固な治水工事への要望が寄せられ、T氏はその度に、じっくりと要望と地域事情に耳を傾け、ときに数時間かけて川の原風景の重要性について語りあってきたという。

そして、地域代表からの逆説的ともいえる要望の中に「原風景」の危機を感じたT氏は、「本当にこのすばらしい川を残さなくて良いのか」、「地域の他の人たちの本当の声を聞きたい」という思いを強くし、多自然型川づくりに取り組んだのである。「地域の他の人たちの本当の声」という点からうかがえるように、この川づくりは、従来の地域代表との対話による意識形成・要望形式とは異なる新たな住民の意識形成と参加形式を求めたものであり、また共同の再生の糸口をみつけようとするものであった。

そこで、工事期間中の4月4日～8日にかけて、神埼町中央公民館で実施されたのが野草展である。この野草展は、諸富出張所、T氏の知人が会長を務める「久留米野草の会」、神埼町中央公民館の協力・連携のもとに企画された。そこでは、野草の会メンバーによって、城原川周辺の「どこにでも生えている」野草が、写真パネル、絵画、鉢植えという形で分かりやすく、美しく展示された。そして、当日は野草の会のメンバーが一日数名、日代わりで張り付き、住民に声をかけ、直接顔を向き合わせながら、城原川の原風景について語り合い、関心を高めることができる工夫がなさ



写真1. 草堰

川に打ち込まれた杭に、流れる草が自然に掛かり形作られる利水用の堰。また、利水だけでなく増水時には流下を妨げることなく壊れて堤防への負担を減らし（治水）、他方でその堰止められた水の溜まりは大魚の住処となり、鷺が杭の上から魚を狙う姿が見受けられる。



写真2. 野越と水防林

停車している場所が野越。堤防より一段低くし、増水時はここから越流させ、堤防の決壊を防ぐ。また、野越の裏には水防林（竹林）と受堤があり、越流した水は受堤に沿って、田畑と水路をゆっくりと上流方面にのぼる仕組みになっている。



写真3. 汲水場

神埼町の鶴西地区の汲水場。地区には、草堰から引水した水が水路のように張り巡らされ、各家の庭先には、トタンや木材で囲われた汲水場が水路にせり出し、洗物などに利用されている。水路にはカワニナが多数生息している。



写真4. 工事現場跡

平成10年に多自然型川づくりによって河岸復旧工事が行われた神埼町本牟田地区。写真の左岸が工事が行われた箇所であるが、5年近く経ち、工事箇所がわからないほど、ほぼ植生が回復している。

れた。

また、田中氏は、現場事務所側の通学路にも城原川の野草や魚を展示し、堤防には「城原川水辺だより」を、さらに「工事中」の看板には水辺の植物のはたらきを分かりやすく掲示し、「名前を知った野草は友達、見せられた花は恋人」「葦やマコモの茎にはオヤニラミが卵を生んでずーと守っているよ」「踊り子草の花の一つ一つが佐渡おけさを踊っているよ」とメッセージを発したのである。

IV おわりに

以上、地域の共同の再構築を試み始めた城原川の多自然型川づくりの過程を素描した。そこで、最後に、この取り組みの結果、住民の環境意識と参加の点でにどのような変化が見られたのかふれておきたい。まず、野草展であるが、10日間という短い期間にかかわらず約300人が訪れている。そして、T氏や「野草の会」のメンバーも「今回の取り組みでは、地域の人たちの心に原風景を思い起こすことができた」との感触をつかんだという。例えば、T氏はその実感として、また、今回最も嬉しかったことの一つとして「70才を越える高齢の女性が野草展を通して『子どもの頃いつも見ていて名前を知らなかった花の名前(ノウルシ)がわかってうれしかった』と喜びを短歌にして贈ってくれた」ことをあげる。それは、従来の地域代表との対話・要望形式では聞くことができなかった「他の人の本当の声」といえる。しかも、その声が短歌という表現形式で届けられたユニークさも注目される。また、神埼町中央公民館では、この川づくりに関心を持った地域住民によって地域づくりグループが自発的につくられ、T氏を講師に招き学習会を行ったり、地域活動も進められてきている。

ただ、今日までの経過をみたとき、この多自然型川づくりで生まれた地域の人々の変化は小さいものかもしれない。また、この小さな変化を見せ始めた人々と、従来の地域リーダー・組織とで地域の共同の再構築が進められてきたかと問えば、現段階ではそこまで進んでいないのが実情である。今後も、多自然型川づくりの意義をふまえ、地域の共同を再構築していくという課題に焦点を

あてて、研究をすすめていきたい。

【参考文献】

- (1) 「河川環境事業としての『多自然型川づくり』 - 1970年代以降における建設省河川行政史 -」 田中滋 『環境社会学研究第3号』 環境社会学会編 新曜社 1997年
- (2) 『ルポ・日本の川』 石川徹也 緑風出版 1999年
- (3) 『川にきく』 岡村直樹 創樹社 1996年
- (4) 『洪水と治水の河川史』 大熊孝 平凡社 1988年
- (5) 「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について」 河川審議会総合政策委員会報告 1999年3月
- (6) 「座談会〈共同・共生〉の原理を現代にどう生かす」 藤岡貞彦・岡部守・岩崎信彦・深井純一 『住民と自治』 1981年1月号 自治体研究社
- (7) 『「環境を守る」とはどういうことか - そして、だれがそれを担うのか』 『環境の豊かさをもとめて』 鬼頭秀一編 昭和堂 1999年
- (8) 『地域自治会の研究』 鳥越皓之 ミネルヴァ書房 1994
- (10) 『九州教育学会研究紀要第27巻』 拙稿 九州教育学会 1999